

背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

- 高等学校等就学支援金の支給や、都道府県が行う事業に対して国が補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

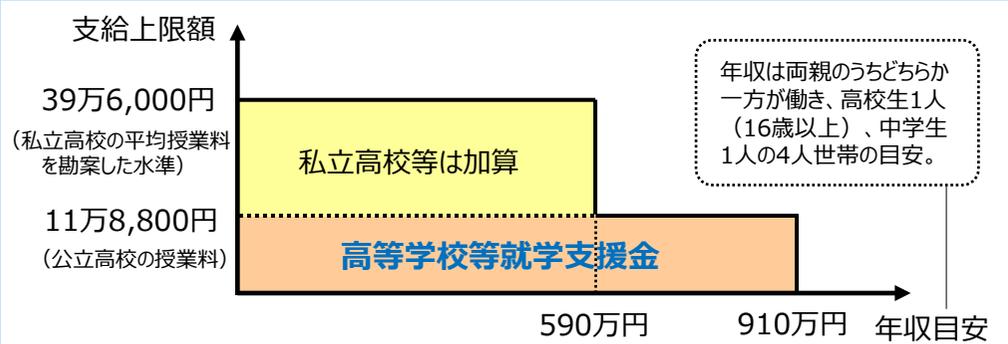
● 高校生等への授業料の支援【高等学校等就学支援金等】

407,423百万円 (408,963百万円)

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（法律により、全額を国が負担。また、支援金は設置者が代理受領）

<対象学校種>

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校



- ※ 私立高校等の通信制課程に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 29万7,000円
- ※ 国公立の高等専門学校（1～3年）に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 23万4,600円
- ※ 家計急変世帯への支援あり

● 高校生等への授業料以外の教育費の支援【高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）】

15,230百万円 (14,742百万円)

- ◆ 生活保護世帯・非課税世帯（家計急変世帯を含む）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費の一部を補助（補助率1/3）
- ◆ 令和7年度予算：非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額 → 国公立通じて全日制等の第1子と第2子以降の給付額同額を実現

<対象学校種>

高等学校等就学支援金の対象学校種（特別支援学校を除く）

※国公立における第1子と第2子以降の給付額については、国会の予算修正によって同額を実現

【令和7年度予算 給付額】

世帯区分	給付額（年額）		
	国公立	私立	
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円	
非課税世帯	全日制等（第1子）	122,100円	142,600円
		→143,700円 (+21,600円)	→152,000円 (+9,400円)
	全日制等（第2子以降※）	143,700円	152,000円
通信制	50,500円	52,100円	

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

● 高校生等への授業料の支援（高校生等臨時支援） 【高等学校等修学支援事業費補助金】

※都道府県事業等に対する補助

104,715百万円（新規）

◆ 高校生等臨時支援（補助率10/10）

- ・ 高等学校等就学支援金制度で所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の高校生等を対象に、国公立共通の基準額である上限11.88万円/年を授業料相当の教育費として支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助する。

※国会の予算修正により新規事業を創設

● 高校等専攻科生徒、高校等で学び直す者への授業料支援等 【高等学校等修学支援事業費補助金】

※都道府県事業等に対する補助

1,112百万円（709百万円）

- ◆ 高校等で学び直す者に対する修学支援（補助率10/10）
 - ◆ 海外の日本人高校生への支援（補助率10/10）
 - ◆ 高校等専攻科の生徒への修学支援（補助率 授業料：1/2 授業料以外の教育費：1/3）
 - ・ 多子世帯の授業料に対する支援を所得制限なしで拡充し、授業料以外の教育費の支援対象を年収約600万円未満世帯へ拡充
- ※国会の予算修正により増額

高等学校等就学支援金等

令和7年度予算額
(前年度予算額)

4,074億円
4,090億円)

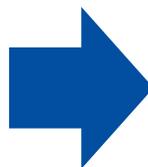
<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 4,048 億円
公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1 億円
高等学校等就学支援金事務費交付金 26 億円



文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

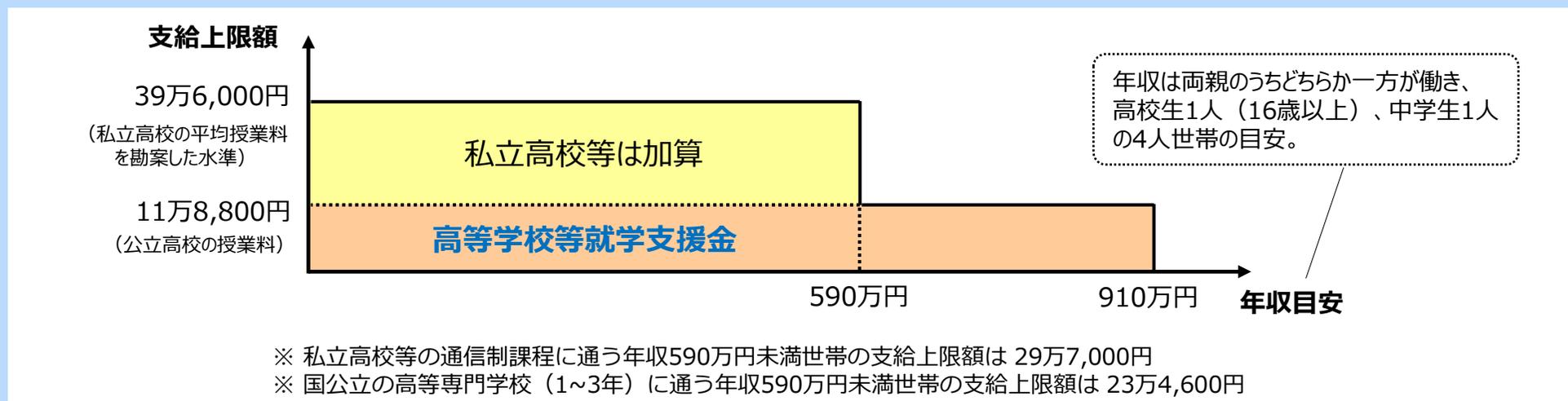


目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容 (事業実施期間：平成22年度～)

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給 (設置者が代理受領)
- ◆ 令和5年度から高等学校等就学支援金制度において、家計が急変した世帯への支援を実施



対象校種

高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

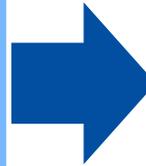
支援割合

国 10/10

(担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)

背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



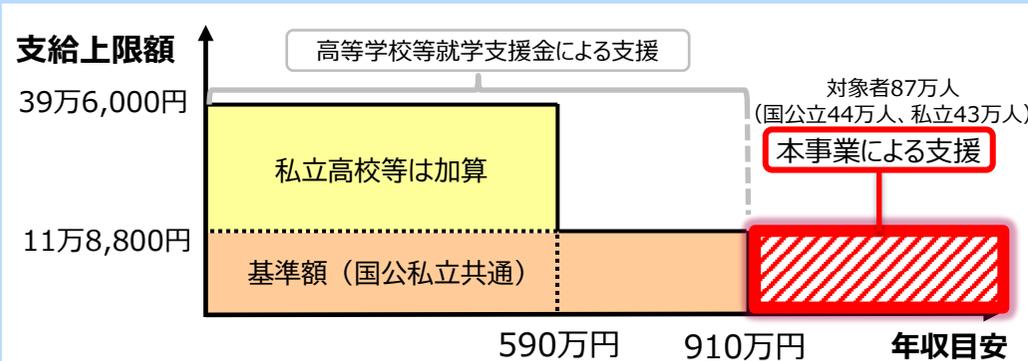
目的・目標

- 平成22年度に全高校生等を対象に高等学校等就学支援金が導入されたが、平成26年度より中低所得世帯への支援を手厚くするため所得制限を導入。現下の物価高騰による子育てに係る経済的負担の軽減を図るとともに、現在の高校進学率が99%に達していることに鑑み、改めてその準義務教育的な状況を踏まえ、基準額11.88万円について全高校生等を対象とする。

「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」(令和7年2月25日)を踏まえ、令和7年度は単年度限りの予算を措置し、基準額11.88万円について収入要件を事実上撤廃。

○「高校生等臨時支援」 【新規】1,047億円

- ◆高等学校等就学支援金制度で所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の高校生等を対象に、国公私立共通の基準額である上限11.88万円／年を授業料相当の教育費として支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助する。



※ 年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の目安

◆手続きのイメージ

- 令和7年7月
 - ・生徒等が就学支援金を申請
- 数か月後
 - ・就学支援金判定事務が完了
 - ・所得制限により不支給判定となった生徒等を本事業で認定し、年額分を一括支給 (※)

※ 公立は学校が支援金を代理受領し授業料債権に充当する方法が標準的
私立は代理受領での充当や、前納授業料を還付等することを想定

対象校種

高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校 ※高等学校等就学支援金と同じ

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

補助対象経費

都道府県が行う本事業に要する経費

※ 臨時的な事業の創設であることを考慮した事務費を措置

※国立高校等は国が事業を実施

支援割合

国 10/10

○「高校等で学び直す者に対する修学支援」「海外の日本人高校生への支援」 年収約910万円以上世帯に年11.88万円を上限に支給 【拡充】2億円

- ◆対象拡大：学び直し +3,500人、海外の日本人高校生 +860人 支援割合 国 10/10

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和7年度予算額 152億円
 (前年度予算額 147億円)



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

- ◆ 生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。
 ※ 家計急変世帯については、急変後の所得の見込により判定
 ※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費など
- ◆ 令和7年度予算：非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額
 →国公立通じて全日制等の第1子と第2子以降の給付額同額を実現

※国公立における第1子と第2子以降の給付額については、国会の予算修正によって同額を実現

【令和7年度予算 給付額】

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯	全日制等（第1子）	142,600円
		→143,700円 (+21,600円)
	全日制等（第2子以降※）	152,000円
通信制	50,500円	52,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

【「第1子」の給付額の推移】



対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）
 高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等課程）等

実施主体

都道府県

補助対象経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費

補助割合

国 1/3
 都道府県 2/3

(担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)

高校等で学び直す者に対する修学支援

令和7年度予算額
(前年度予算額)

5億円
3億円)



文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

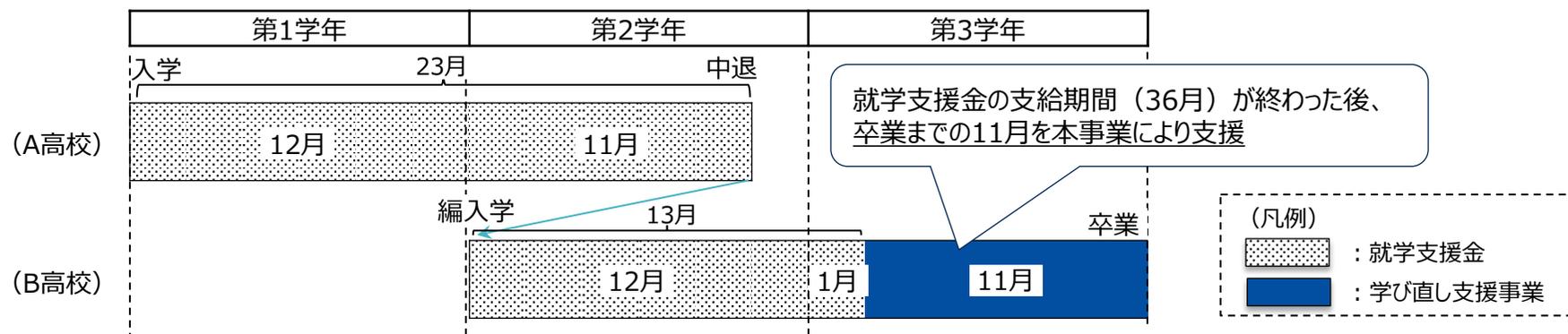
○都道府県が行う高校等に係る学び直し支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

- ◆ 高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間後も、卒業までの最長12月（定時制・通信制は最長24月）、継続して授業料に係る支援金を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助。
- ◆ 年収910万円未満世帯の生徒等を対象に118,800円を支給。
- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満世帯の生徒等は297,000円を上限として支給。
- ◆ 令和5年度から家計が急変した世帯への支援を実施。

※令和7年度においては、年収約910万円以上世帯に118,800円を上限に支給する経費を、国会の予算修正により計上（対象拡大+3,500人）

<イメージ（例）：A高校を1年と11月中途退学後、B高校の第2学年に編入学した場合>



対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）
高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等・一般課程）等
※高等学校等就学支援金と同じ

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

補助対象経費

都道府県が行う学び直し支援事業に要する経費
※国立高校等は国が事業を実施

補助割合

国 10/10

(担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)

事業趣旨

- 文部科学大臣が認定又は指定する在外教育施設の高等部に在学する生徒が授業料に充てるために必要とする経費を国が補助することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。
※ 国の事業として直接実施

事業内容 (事業実施期間：平成26年度～)

- ◆ 日本国内の高等学校等の生徒に対して授業料を支援する「高等学校等就学支援金」と同等の支援を在外教育施設の高等部に在籍する日本人高校生にも実施。
- ◆ 受給資格要件として、日本国籍を持つことその他、高等学校等就学支援金制度と同様に所得制限を設け、年収910万円未満の世帯の生徒を対象に118,800円を支給。
※令和7年度においては、年収約910万円以上世帯に118,800円を上限に支給する経費を、国会の予算修正により計上（対象拡大+860人）
- ◆ 令和2年度から、支給上限額（297,000円）を、年収590万円未満世帯まで拡充（それまでは年収270万円未満世帯まで）
- ◆ 補助対象期間は36月（退学して再入学する場合、支給期間を過ぎても最大12月延長して支給）

対象となる 在外教育施設

※ 対象となるのは、文部科学大臣の指定又は認定する以下の在外教育施設

上海日本人学校（中国）、早稲田渋谷シンガポール校（シンガポール）、立教英国学院（英国）、帝京ロンドン学園（英国）、スイス公文学園（スイス）、慶応義塾ニューヨーク学院（米国）

実施 主体

国

補助 割合

国 10/10

高校等専攻科の生徒への修学支援

令和7年度予算額 5億円
(前年度予算額 4億円)



文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



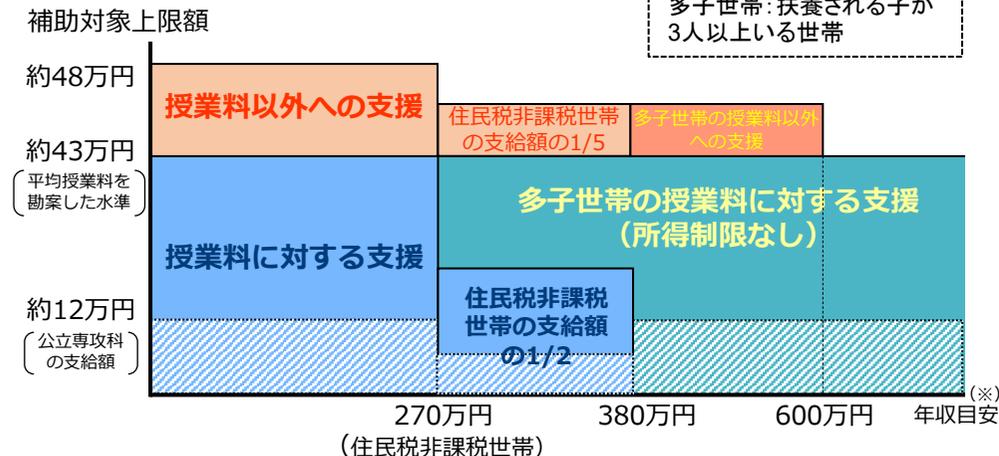
目的・目標

○都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：令和2年度～）

- ◆ 高等学校等の専攻科に通う低所得世帯（家計が急変した世帯を含む）の生徒に対して、都道府県が授業料及び授業料以外の教育費について支援事業を行う場合、国が都道府県に対してその経費の一部を補助。
- ◆ 多子世帯の授業料に対する支援を所得制限なしで拡充し、授業料以外の教育費の支援対象を年収約600万円未満世帯へ拡充

<支援スキーム>



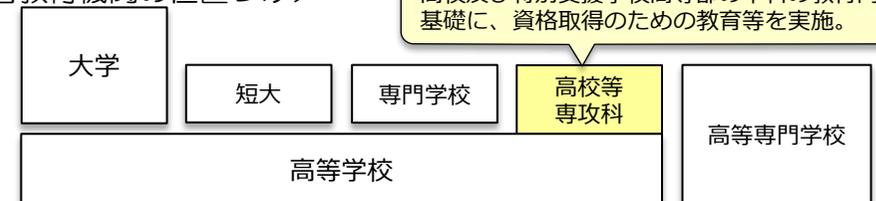
<1人当たり補助対象上限額>

(単位：円)

区分	～270万円 (住民税非課税世帯)		270～380万円		多子世帯 (所得制限なし)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立
授業料	118,800	427,200	59,400	213,600	118,800	427,200
授業料以外	50,500	52,100	10,100	10,420	※10,100	※10,420

※年収目安380～600万円未満世帯のみ対象

<各教育機関の位置づけ>



対象校種

高等学校及び特別支援学校の専攻科

※授業料以外の教育費の支援においては、特別支援教育就学奨励費の対象となる特別支援学校の専攻科を除く。

実施主体

都道府県

補助対象経費

高校等専攻科に通う生徒に対して都道府県が行う支援事業に要する経費

補助割合

授業料：国 1/2、都道府県 1/2
授業料以外の教育費：国 1/3、都道府県 2/3

(担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)